

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 牧尾管理所浄化槽保守点検業務【オープンカウンター方式】
2 施 行 場 所 長野県木曾郡木曾町三岳7696-1
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所管理棟及び旧支所棟
3 履 行 期 間 契約締結の翌日 から 令和11年3月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見 積 参 加 条 件 長野県木曾郡木曾町、上松町、王滝村および木祖村のいずれかに本店又は支店等が所在する業者。
- 3 見 積 書 等
1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2) 提 出 方 法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
3) 提 出 期 限 令 和 8 年 5 月 26 日 16:00 まで
4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 総務課 犬田
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
5) 質 問 書 令 和 8 年 5 月 19 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月27日16:00までとします。
7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

牧尾管理所浄化槽保守点検業務 仕様書

令和 8 年 4 月
独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

1. 適用

この仕様書は、牧尾管理所浄化槽保守点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、浄化槽法第10条第1項に基づき、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所牧尾管理所管理棟及び旧支所棟に設置している浄化槽の保守点検業務を行うものである。

3. 業務の内容

浄化槽の保守点検は、浄化槽法第8条に基づき、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行うこと。

4. 業務場所

長野県木曾郡木曾町三岳7696-1

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所管理棟及び旧支所棟

5. 業務期間

本業務の期間は、契約締結の翌日から令和11年3月31日までとする。

6. 業務数量

本業務の数量は、以下の表に示すとおりとする。

保守点検場所	規 格	回数（年）
管理棟浄化槽	単独処理型 50人槽 分離接触ばっ気方式	6回
旧支所棟浄化槽	合併処理型 40人槽 分離接触ばっ気方式	6回

7. 数量の変更等

6. の業務数量の回数については、概ね等間隔の頻度で行うものとし、保守点検回数の変更を担当職員が指示した場合には契約変更の対象とする。

なお、保守点検時に不具合や修繕箇所等を発見した時には速やかに担当職員へ報告するものとし、修繕については受注者の判断で行わないものとする。また当該報告により発注者が部品取替等の指示をする場合には、業務内容並びに請負代金の変更を行うものとする。

本業務に係る薬剤及び消耗品費については、本業務に含むものとする。

8. 業務実施報告

受注者は、本業務の実施にあたっては、あらかじめ担当職員へ日時を連絡するとともに、実施後はその都度、業務報告書を担当職員へ提出するものとする。

9. 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求）又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

10. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者協議のうえ、決定するものとする。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2者 = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3者 = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。